

中長期ロードマップ小委員会の設置について

平成 22 年 4 月 15 日  
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 地球環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、中長期ロードマップ小委員会を置く。
2. 中長期ロードマップ小委員会は、我が国における中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿（中長期ロードマップ）について、国民各界各層からの意見を聴取し、その結果も踏まえ、中長期ロードマップの精査を行う。